

修正七位

同 二月七日

除服出仕

同 朝倉 文夫  
同 北村 西望

助教 坂口 朧

### 関連事項

#### ① 東京美術学校規程・規則改正

本件については『東京美術学校一覽從大正十二年  
至大正十四年』所載「沿革略」に次のように記されている。

大正十二年五月二十六日文部省令第二十五號ヲ以テ本校規程ヲ改正セラレ從來施行セラレタル大正三年文部省令第二十八號東京美術學校規程及明治四十年文部省令第十八號東京美術學校圖書師範科規程ハ廢止セラル 同月中此改正省令ニ依リ本校規則モ改正シ學科中圖案科一部二部ノ區別ヲ廢シ同科二部ヲ以テ建築科ヲ置キ製版科ヲ廢シ臨時寫眞科ノ臨時二字ヲ除キ永久存置トシ又各科ノ豫備科ヲ廢シ入學許可者ハ直チニ各科第一學年ニ編入スルコトトナレリ

大正五年の東京美術学校改革運動の頃より懸案となっていた規則改正の問題は、既に述べたように内規改正等のかたちで各科ごとに部分的解決がなされたが、ここに至って各科或いは実技教官と学科

教官との意見調整を経て規程、規則全体の改正が実施された。前出『東京美術学校一覽』より改正後の東京美術学校規程、同規則、および改正に伴って変化した条項を抜粋して左に転載する。

學年曆（大正十二年ヨリ大正十四年ニ至ル）

四月一日ヨリ

學年始マル

四月一日ヨリ同月十日ニ至ル

春季休業

四月三日

休業（神武天皇祭）

六月下旬ヨリ

第一學期試験ヲ施行ス

七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

夏期休業

七月三十日

休業（明治天皇祭）

八月三十一日

休業（天長節）第一學期了ル

九月一日

第二學期始マル

秋 分

休業（秋季皇靈祭）

十月四日

休業（本校設置記念日）

十月十七日

休業（神嘗祭）

十月三十一日

休業（天長節祝日）

十一月二十三日

休業（新嘗祭）

十二月三十一日

第二學期了ル

十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル冬季休業

一月一日

休業（四方拜）第三學期始マル

一月三日

休業（元始祭）

一月八日

始業式

二月十一日

休業（紀元節）

二月下旬ヨリ三月中旬ニ至ル

各科入學志望者ノ入學願書並ニ  
地方長官ノ許可書ヲ受理ス

春分

休業(春季皇靈祭)

三月二十四日

(當日日曜ノ場合ハ  
二十五日ニ繰下グ)

卒業證書授與式ヲ行フ

三月三十一日

第三學期了リ、學年終ル

### 概要

本校ハ明治二十年十月四日勅令第五十一號ヲ以テ設置セラレタル  
モノニシテ其ノ設備、組織、敷地、建物等ノ詳細ハ別ニ記スル  
所ノ如クナレドモ今其概要ヲ舉グレバ左ノ如シ

位置 本校ハ文部省直轄學校ノ一ニシテ東京市下谷區上野公園西  
四軒寺跡ニ在リ

敷地及建物 本校ノ敷地面積ハ壹萬六千五百五拾四坪六合四勺ニ  
シテ此ニ建設セル建物ノ總坪數ハ四千六百七拾五坪五合二勺五  
才ナリ

教旨及分科 本校ハ美術及美術工藝等ニ從事スベキ専門ノ技術家  
並ニ普通教育ニ於ケル圖畫教員タルベキモノヲ養成スル所ニシ  
テ前者ノ分科ハ日本畫、西洋畫、彫刻、建築、圖案、金工、鑄  
造、漆工、寫眞ノ九科トシ其修業年限ハ日本畫科ヨリ漆工科マ  
デノ七科ハ各五ヶ年寫眞科ハ三ヶ年ニシテ毎年四月ヲ以テ入學  
ノ期トシ三月ヲ以テ卒業セシム 後者ハ之ヲ圖畫師範科ト稱シ  
其修業年限ヲ三ヶ年トシ師範學校其ノ他ノ中等學校ニ於ケル圖  
畫及手工教員タルニ適スル學科ヲ履修セシメ毎年四月ヲ入學ノ  
期トシ三月ヲ以テ卒業セシム 又別ニ日本畫、西洋畫、圖案科

中ノ志望者ニ限り圖畫教員タル課程ヲ履修セシム 此他選科ヲ  
置キテ專ラ實技ノミヲ教ヘ各科卒業生ニシテ尙其技術ヲ研究セ  
ムトスル者ノ爲ニ研究科ヲ置キ本校生徒以外ノ者ニシテ本校ニ  
於テ教授スル所ノ實技ヲ學修セムトスルモノノタメニ別科生規  
程ヲ、學科ヲ聽カムトスルモノノ爲ニ聽講生規程ヲ設ク

入學 本校各専門ノ科(寫眞科ヲ除ク)ニ入學スベキモノノ資格  
ハ本校規則第十條ニ規定セル中學校卒業生、又ハ専門學校入學  
者檢定規定ニヨリ一般ノ専門學校入學ニ關シ指定セラレタル  
者、専門學校入學者檢定規定ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者ト  
シ毎年四月試驗ヲ施シ入學ヲ許否ス

寫眞科入學ノ資格及入學試驗ハ前項ニ同シ  
圖畫師範科入學ハ其資格略々専門ノ科ニ入學スベキモノト同シ  
但シ師範學校卒業生ニアリテハ地方長官ニ於テ許可シ其中ニ  
就キ毎年四月試驗ノ上本校長之ヲ選拔ス 此科ノ生徒ハ服務ノ  
義務アリ授業料ヲ免除セラレ

選科入學ハ本科生ニ缺員アル場合ニ於テ本校規則第十章ノ規程  
ニ依リ所選課目ノ實技試驗及學科試驗(又ハ檢定)ヲナシ本人  
ノ願ニ依リ毎年四月其入學ヲ許ス

此他研究生ハ本校ヲ卒業シタルモノノ中願ニ依リテ入學ヲ許シ  
別科生聽講生モ亦願ニ基ヅキテ之ヲ許否スルモノトス

教務ノ分擔 各科教務ノ整理ヲ圖ル爲教務分掌規程ヲ設ケ各科教  
員中ニ主任、理事及擔任ヲ置キ其科ニ於ケル教務上ノ事項、教  
室内ノ秩序、生徒ノ勤惰其他教室ニ於ケル教務ヲ分擔セシム

商議委員 本校重要ノ事件ヲ商議スル爲商議委員ヲ置ク 學校長

ノ推薦ニ依リテ文部大臣之ヲ命ズ 其人員ハ三名以上七名以下  
ニシテ任期ハ五ケ年ナリ

職員 職員ノ定員ハ別項法令中ニ記スル所ノ如クナレドモ今其現  
在員ヲ舉グレバ學校長一人、教授三十一人（内一人ハ他ヨリ兼  
任一人ハ在外研究中）、助教授十八人（内二人在外研究中）、講  
師二十五人、囑託七人囑託校醫一人、助手四人、書記六人、雇  
十一人アリ

卒業生及生徒 卒業生ハ明治二十二年二月授業ヲ開始セシ以來同  
二十四年七月初メテ特別ノ課程卒業生ヲ出シ同二十六年七月ニ  
至リ本科卒業生ヲ出シタルヨリ本年ニ至ルマデ各科ヲ通ジ二千  
三百四十六人ニシテ現今生徒ノ數ハ合計七百九十三人ナリ 其  
詳細ハ卷末諸表ニ載スル所ノ如シ

經費 大正十三年度ノ經費ハ政府支出金拾六萬六千四百四拾貳  
圓、諸收入金五萬七千九百九拾圓ニシテ合計貳拾貳萬四千四百  
三十二圓ナリ

獎學資金 本校設置以來寄贈ヲ受ケタル獎學資金ハ卷末〔卷末表參  
照〕ニ記スル所ノ如シ

文庫 文庫ハ本校授業上ノ參考ニ資スルタメ美術及美術工藝品並  
ニ之ニ關スル圖書標本ヲ收藏スル所ニシテ本校職員、卒業生、  
生徒ハ勿論相當ノ紹介アル技術家若クハ有志ノモノニハ無料ニ  
テ收藏品ノ閲覽ヲ許セリ

### 沿革略〔省略〕

### 法令

- 勅令第六十一號拔抄 專門學校令〔省略〕
- 勅令第八十六號拔抄 文部省直轄諸學校官制〔省略〕
- 勅令第九十九號拔抄 〔文部省直轄諸學校專任職員定員〕〔省略〕
- 勅令第一百三十四號拔抄 高等官官等俸給令〔省略〕
- 勅令第二百二十三號拔抄 奏任文官ノ優遇ニ關スル件〔省略〕
- 勅令第二百六十二號拔抄 教官及技術官ノ俸給ニ關スル件〔省  
略〕

○文部省令第二十五號  
（大正三年九月五日省令第二十八號發布）  
（大正四年二月二十日省令第三號改正）  
（大正十二年五月二十六日省令第二十五號改  
正）

東京美術學校規程左ノ通定ム

### 東京美術學校規程

- 第一條 東京美術學校ノ學科ヲ分チテ本科及圖書師範科トス
- 第二條 本科ノ修業年限ハ五年トス 但シ寫眞科ノ修業年限ハ三  
年トス

第三條 本科ヲ分チテ日本畫科、西洋畫科、彫刻科、建築科、圖

案科、金工科、鑄造科、漆工科及寫眞科トス

第四條 各學科ノ學課目及教授時數左ノ如シ

（各學課目及每週教授時數表略之）

學校長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ本條ノ每週教授時數ヲ増減  
シ若ハ課外講義ヲ開クコトヲ得

第五條 本科ノ選擇學課目左ノ如シ

繪畫史 彫刻史 建築史 考古學 風俗史 美學

文學 工藝史 工藝製作法 外國語

選擇課目ハ在學中二課目ヲ學修スルコトヲ要ス

學校長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ本條ノ學課目ヲ變更スルコトヲ得

第六條 本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

一、中學校卒業者

二、專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者

第七條 圖畫師範科ノ修業年限ハ三年トス

第八條 圖畫師範科ノ學課目ハ修身、教育學及心理學、教授法及教授練習、美學及美術史、圖案法及色彩學、英語、繪畫及圖案、用器畫法及製圖、手工、習字及體操トス

第九條 前條各學課目ノ每週教授時數左ノ如シ  
(各學課目及每週教授時數表略之)

學校長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ本條各學課目ノ每週教授時數ヲ増減シ若ハ課外講義ヲ開クコトヲ得

第十條 圖畫師範科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ師範學校又ハ中學校ノ卒業者及專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者ニシテ身體健全品行方正ナル男子ニ就キ學校長其ノ中ヨリ試驗ノ上之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際在學セル生徒ニ課スル學課目及其ノ程度ニ關シテハ其ノ卒業ニ至ルマデ新舊學課目ノ程度ヲ斟酌シテ學校長之ヲ定ム  
大正三年文部省令第二十八號東京美術學校規程及明治四十年文部省令第十八號東京美術學校圖畫師範科規程ハ之ヲ廢止ス

○文部省令第二十九號 「高等師範學校等卒業者服務規程」〔省略〕

○商議委員規程〔省略〕

東京美術學校規則（大正十二年五月改正）

目次〔省略〕

## 第一章 總則

第一條 本校ノ學科ハ日本畫科、西洋畫科、彫刻科、建築科、圖案科、金工科、鑄造科、漆工科、寫真科並ニ圖畫師範科トス

日本畫科、西洋畫科、彫刻科、建築科、圖案科、金工科、鑄造科、漆工科、寫真科ヲ本科トシ各專門ノ技術家ヲ養成スルヲ主旨トス

圖畫師範科ハ師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫教員タルヘキモノヲ養成スルヲ主旨トス

第二條 本校各科ノ修業年限ヲ定ムルコト左ノ如シ  
寫真科ヲ除ク外各本科ハ五箇年トス

寫真科並ニ圖畫師範科ハ三箇年トス

## 第二章 學科課程



第三條 各本科及圖畫師範科ノ課目并ニ教授時數左ノ如シ

但必要ト認ムル場合ニ於テハ本條ノ教授時數ヲ増減シ若クハ課外講義ヲ開クコトアルベシ

日本畫科

課目	每週教授時間				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	不定時	不定時
日本畫實習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
解剖學	二	二	二	二	二
遠近法	二	二	二	二	二
美學及美術史	東洋美術史二 西洋美術史二	東洋繪畫史二 西洋繪畫史二	美學二	二	二
外國語又ハ佛語	二	二	二	二	二
體操	二	二	二	二	二
選擇學課					

備考一 選擇學課ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム  
 二 第五學年第二、第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム  
 三 圖畫教員志望者ハ第四學年ニ於テ每週教育學及心理學二時  
 用器畫法四時教授練習二時繪畫及圖案六時ヲ兼修スルヲ要ス

西洋畫科

課目	每週教授時數				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
西洋畫實習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
解剖學	二	二	二	二	二
遠近法	二	二	二	二	二
美學及美術史	東洋美術史二 西洋美術史二	東洋彫刻史二 西洋彫刻史二	美學二	二	二
外國語又ハ佛語	二	二	二	二	二
體操	二	二	二	二	二
選擇學課					

備考一 選擇學課ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム  
 二 第五學年第二、第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム  
 三 圖畫教員志望者ハ第四學年ニ於テ每週教育學及心理學二時  
 用器畫法四時教授練習二時繪畫及圖案六時ヲ兼習スルヲ要ス

彫刻科

體操	二
選擇學課	二
備考一	彫刻科ヲ分チテ塑造部及木彫部トシ其ノ中一ヲ選擇專修セシム
備考二	選擇學課ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム
備考三	第五學年第二第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

建築科

課目	每週教授時數				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	不定時	不定時
建築圖案實習	一八以上				
繪畫實習	一八以上				
彫刻實習	一八以上				
建築學	裝飾法 建築構造 二	建築意匠 建築材料 五	建築意匠 日本建築 四	建築裝飾 法特別 五	建築裝飾 法特別 五
美學及美術史	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二
理學	數學及力學三構造力學 二				
用器畫法	二	二	二	二	二
英語	二	二	二	二	二
體操	二	二	二	二	二
選擇學課	二	二	二	二	二

備考一	選擇學科ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム
備考二	第五學年第二、第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

圖案科

課目	每週教授時數				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	不定時	不定時
圖案實習	一八以上				
繪畫實習	一八以上				
彫刻實習	一八以上				
圖案法	二	二	二	二	二
工藝製作法	二	四	四	六	六
美學及美術史	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二	東洋美術史 二 西洋美術史 二
用器畫法	二	二	二	二	二
外國語	英語 二 佛語 二	英語 二 佛語 二	英語 二 佛語 二	英語 二 佛語 二	英語 二 佛語 二
體操	二	二	二	二	二
選擇學課	二	二	二	二	二
備考一	選擇學課ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム				
備考二	第五學年第二、第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム				
備考三	圖畫教員志望者ハ第四學年ニ於テ每週教育學及心理學二時用器畫法四時教授練習二時ヲ兼修スルヲ要ス				

金工科

課目	每週教授時數				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	不定時	不定時
金工實習				一八以上	一八以上
彫刻實習					
繪畫及圖案實習	一八以上	一八以上	一八以上		
金工製作法					
圖案法		二			
美學及美術史	東洋美術史二 西洋美術史二	風俗史	金工史 美術史	二	二
用器畫法	二				
工藝化學		二		二	
外國語又ハ英語又ハ佛語	二	二			
體操	二	二	二	二	
選擇學課					

備考一 金工科ヲ分チテ彫金部及鍛金部トシ其ノ中一ヲ選擇專修セシム

二 選擇學課ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム

三 第五學年第二、第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

鑄造科

課目	每週教授時數				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	不定時	不定時
鑄造實習				一八以上	一八以上
彫刻實習					
繪畫及圖案實習	一八以上	一八以上	一八以上		
鑄金製作法					
圖案法		二			
美學及美術史	東洋美術史二 西洋美術史二	風俗史	金工史 美術史	二	二
用器畫法	二				
工藝化學		二		二	
外國語又ハ英語又ハ佛語	二	二			
體操	二	二	二	二	
選擇學課					

備考一 選擇學課ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム

二 第五學年第二、第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

漆工科

課目	每週教授時數				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	不定時	不定時

化學	物理學	繪畫實習	寫真實習	修身	課目	每週教授時數		
						第一學年	第二學年	第三學年
講義	一	一八以上	一	一	寫真科	一	一	一
實驗	一	一八以上	一	一		二	二	二
三講義	一	一八以上	一	一		二	二	二

  

選擇學課	體操	外國語又ハ 英語又ハ 佛語	工藝化學	用器畫法	美術及美術 史	圖案法	漆工製作法	彫刻實習	繪畫及圖案 實習	漆工實習
備考一 選擇學課ハ第三學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム 二 第五學年第二、第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム	二	二	二	二	東洋美術史二 西洋美術史二 工藝美術史二	二	一	一八以上	一八以上	一八以上
	二	二	二	二	風俗史 二	二	一	一八以上	一八以上	一八以上
	二	二	二	二	漆工史 二	一	一	一八以上	一八以上	一八以上

手工	用器畫法及製圖	繪畫及圖案	英語	圖案法及色彩學	美術及美術史	習	教授法及教授練	教育學及心理學	修身	課目	每週教授時數		
											第一學年	第二學年	第三學年
五	三	一五	二	二	東洋美術史	二	二	二	一	圖畫師範科	二	二	二
五	三	一五	二	二	西洋美術史	二	二	二	一		二	二	二
五	二	一五	一	二	美學	六	二	二	一		二	二	二

光化學	寫真術	材料及藥品	遠近法	英語	體操	選擇學課	備考一 選擇學課ハ第二學年以上ニ於テ二課目ヲ選擇學習セシム 二 第三學年第三學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム		
							第一部	第二部	第三部
一	第一、二、三部	一	二	二	二	二	二	二	二
一	第二部	一	二	二	二	二	二	二	二
一	第三部	一	二	二	二	二	二	二	二

習	字	三	三	三
體	操	二	二	二
計		三九	三九	三九

第四條 選擇課目左ノ如シ

繪畫史 彫刻史  
 建築史 考古學  
 風俗史 美學  
 文學 工藝史  
 工藝製作法 外國語

右ノ外必要ニ應ジ課目ヲ増シ又ハ變更スルコトアルヘシ

第三章 學年學期及休業規程

第五條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條 休業日左ノ如シ

日曜日、大祭日、祝日、本校設置記念日

春季休業 四月一日ヨリ十日ニ至ル十日間

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル二箇月間

冬期休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル二週間

第八條 授業ハ毎日午前八時ニ始マリ午後四時ニ終ル

但場合ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

第四章 入學在學及退學規程

第九條 入學ノ期ハ毎年四月初トス

第十條 入學スルコトヲ得ル者ハ品行善良身體健全ノ男子ニシテ

左ノ資格ノ一ヲ具フル者トス

一 中學校卒業者

二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ

指定セラレタル者

三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

第十一條 前條ノ學校ニ在學中ノ生徒ニシテ三月末ニ卒業スベキ

見込アリト當該學校長ノ豫定證明スルモノニ限り卒業生ニ準ズ

ルコトヲ得

但本條ニ依リシモノ卒業シタルトキハ隨時本校ニテ定ムル期

限内ニ卒業試験成績證明表ヲ提出スヘシ 若シ其手續ヲナサ

ズルトキハ入學ノ資格ヲ失フモノトス

第十二條 入學志願者ニハ總テ試験ヲ施シ入學ヲ許否ス

但其課目ハ隨時之ヲ定ム

第十三條 入學ヲ出願スル者ハ檢定料トシテ金參圓ヲ本校收入官

吏ニ納付スベシ

但一旦納付シタル檢定料ハ如何ナル事故アリト雖モ之ヲ返付

セズ

第十四條 入學ヲ出願スル者ハ入學願書(第一號書式)ニ左ノ書

類ヲ添ヘ差出スベシ

一 學業履歷書(第二號書式)

一 當該學校長ノ卒業試験成績證明表又ハ試験檢定合格證書

一 戶籍謄本

一 最近一年以內ニ撮影セシ手札形寫眞(但半身脱帽ノモノタルベク裏面ニ氏名及撮影セル年月日ヲ漢字ヲ以テ明記スベシ)

第十五條 生徒其ノ氏名族籍ヲ變更シ又ハ其ノ居所ヲ轉ジ若クハ改印シタルトキハ直ニ其旨ヲ届出ヅベシ

第十六條 生徒ハ入學後二週間以內ニ自費ヲ以テ本校制定ノ服帽ヲ調整著用スベシ

第十七條 生徒疾病其ノ他事故アリテ缺課スルトキハ其ノ理由及日限ヲ記シ當日又ハ翌日中ニ届出ヅベシ 若シ病氣缺課十日以上ニ及ブトキハ醫證ヲ添へ差出スベシ

第十八條 生徒ニシテ引續キ一箇年以上缺席シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者ハ除名ス

第十九條 生徒學業成達ノ目途ナキ者ハ除名ス

第二十條 生徒怠惰不行狀又ハ本校ノ規則命令ニ背戾シ若クハ校ノ内外ヲ問ハズ風紀ヲ紊ス等ノ行爲アルトキハ其ノ情狀ノ輕重ニ依リ譴責、停學、除名、放校ニ處ス

第二十一條 生徒一學年間學業ヲ精勵シタルモノニハ證狀又ハ賞品ヲ與へテ之ヲ表彰スルコトアルベシ

第二十二條 生徒疾病其他ノ事故ニ依リ退學セントスルモノハ其ノ理由ヲ詳記シ疾病ニ由ル者ハ醫證ヲ添へ願出ヅベシ

第二十三條 生徒一旦退學セシ者再入學ヲ願出ヅルトキハ退學當時ノ情狀ヲ調査シ學年ノ始メニ於テ原級以下ニ編入スルコトアルベシ

第五章 特待生規程

第二十四條 學業品行殊ニ優等ナル生徒ヲ選ビ之ヲ特待生トナシ一學年間ノ授業料ヲ免除ス

第二十五條 特待生ニシテ不都合ノ行爲アリタル時ハ直ニ特待生タルコトヲ止ム

第六章 休學規程

第二十六條 生徒正當ノ事故ニ依リ引續キ一學期以上修學スルト能ハザルトキハ豫メ學校長ノ許可ヲ得テ其學年間休學スルトヲ得

第二十七條 休學セントスル生徒ハ事故ニ依ル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ病氣ノ者ハ醫證ヲ添へ願出ヅベシ

第二十八條 本規程ニ依リ休學スル生徒ヨリハ授業料ヲ徵收セズ

第七章 試驗規程

第二十九條 評點ヲ分チテ學期評點及學年評點トス 學期評點ハ每學期ニ試驗ヲ行ヒテ之ヲ定メ學年評點ハ別ニ試驗ヲ行ハズ三學期ノ評點ヲ平均シテ之ヲ定ム

第三十條 學期評點ハ受持教員ノ見込ヲ以テ別ニ試驗ヲ施サズ平常ノ成績ニ依リテ之ヲ定ムルコトアルベシ

第三十一條 評點ハ各課百點ヲ以テ最高點トス

第三十二條 學年評點ハ各課ヲ實技及學課ニ大別シ實技ハ各一課目六十點以上ヲ學課ハ各一課目五十點以上ヲ合格トシ各一課目毎ニ合格不合格ヲ定ム

第三十三條 第一學年及第二學年ニ課スル實技及學課ヲ其配當年進度ニ修了シ得ザリシモノハ進級ノ資格ナキモノトス

第三學年以上ニシテ實技ニ合格スルモ所定ノ學課ヲ其ノ配當年  
度内ニ修了スルコト能ハザリシモノニ就キテハ次學年以後ニ於  
テ之ヲ修了セシム 本條ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十四條 不合格ノ爲原級ニ止マルトキハ六十點以上ヲ得タル  
學課ニ就キテハ其ノ資格ヲ留保スベシ

第三十五條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故アリテ試験ニ缺席スル  
者ハ一週間以内ニ其ノ事由ヲ詳記シ追試験ヲ願出ヅルトキハ平  
常課業ノ成績優等ノ者ニ限り之ヲ許スコトアルベシ

第三十六條 第三學年以上ニシテ實技ノ成績特ニ優秀ナルモノハ  
上級ノ試験ニ加ハラシメ特別進級セシムルコトアルベシ

第三十七條 所定ノ學課ヲ修了シ卒業製作ヲ完成シタルモノニハ  
卒業證書ヲ授與ス

#### 第八章 圖畫師範科規程

第三十八條 圖畫師範科ニ入學スルコトヲ得ルモノハ品行方正身  
體健全ナル男子ニシテ左ノ資格ノ一ヲ具フル者ノ中ニ就キ試験  
ノ上選抜スルモノトス

一、師範學校卒業者

二、中學校卒業者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般專門學校入學ニ關シ指  
定セラレタル者

四、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

第三十九條 入學志願者ノ選抜試験課目ハ隨時之ヲ定ム

第四十條 入學志願者ハ入學願書(第一號書式(一))履歴書(第二  
號書式)人物考定及學業成績表(第三號書式)戶籍謄本並ニ

寫眞ヲ差出スヲ要ス

第四十一條 師範學校卒業者ハ前條書類ノ外ニ地方長官ノ承認書  
ヲ添付スベシ

第四十二條 本校規則第十一條ニ依ルモノニシテ卒業シタルトキ  
ハ速ニ其旨ヲ本校長ニ通知スルト共ニ學業成績表ヲ回送スベシ

第四十三條 圖畫師範科生徒ノ授業料ハ之ヲ徴收セズ入學志願者  
ニ對シテハ入學檢定料ヲ免除ス

第四十四條 入學ヲ許可セラレタル生徒ハ直ニ保證人連署ノ誓書  
(第四號書式)ヲ差出スベシ

第四十五條 保證人轉任其他身上ニ異動ヲ生ジタルトキハ連署ノ  
上速ニ其旨ヲ届出ヅベシ

第四十六條 保證人死去シ又ハ海外ニ渡航シ若クハ其資格ヲ失フ  
トキハ更ニ誓書ヲ差出スベシ

第四十七條 入學ヲ許可セラレタルモノノ第一學期末ノ成績不良ナ  
ルトキ又ハ在學中疾病ニ罹リテ修學シ能ハザルモノハ退學ヲ命  
ズ

第四十八條 學年評點ハ實技及學課共ニ一課目六十點以上ニシテ  
平均七十點以上ヲ合格トス

第四十九條 圖畫師範科卒業生ニシテ研究生タラントスルモノア  
ルトキハ時宜ニ依リ二學年以内ヲ限リ入學ヲ許可スルコトアル  
ベシ

第五十條 第三章第四章第七章第九章第十二章ノ規程ニシテ本規  
程并ニ圖畫師範科生徒ニ關スル諸規程ト牴觸セザルモノハ圖畫  
師範科生徒ニ之ヲ準用ス

第九章 研究生規程

第五十一條 卒業生ニシテ既修ノ實技又ハ學課ニ就キ更ニ研究セ

ントスル者ハ本規程ニ依リ研究生タルコトヲ得

第五十二條 研究生ノ在學期限ハ三箇年以内トス

第五十三條 研究生タラント欲スル者ハ其研究セント欲スル事項

ヲ具シテ願出ヅベシ

第五十四條 入學ヲ許スベキ研究生ノ年齡ハ滿二十八年以下トス

但學校長ニ於テ適當ト認ムルモノハ本條ニ拘ラズ特ニ入學ヲ

許スコトアルベシ

第五十五條 實技研究生ノ入學ヲ分チテ無試験入學及競技入學ノ

二種トス

第五十六條 本科、選科及圖畫師範科卒業生ニシテ卒業後直ニ實

技研究生トシテ入學ヲ願出ヅル者ハ卒業試験ニ於ケル實技ノ成

績八十點以上ヲ得タル者ニ限り無試験入學ヲ許ス

但入學志願者同時ニ多數アルトキハ卒業試験ノ成績順ニ依リ

入學人員ヲ定ム

第五十七條 卒業生ニシテ前條ニ該當セザル者入學ヲ願出ヅルト

キハ毎學年ノ始ニ於テ入學競技ヲ行ヒ其ノ成績八十點以上ヲ得

タル者ニ就キ詮衡ノ上入學ヲ許ス

第五十八條 實技研究生所定ノ人員ニ缺クルトキハ臨時入學ヲ許

スコトアルベシ

第五十九條 實技研究生ニシテ入學競技ヲ受ケ二回マデノ間ニ於

テ所定ノ點數ヲ得ル能ハズシテ入學ヲ許可セラレザル者ハ爾後

入學競技ニ加ハルコトヲ得ズ

第六十條 入學競技ニ要スル材料ハ總テ自辨トシ檢定料ヲ徴收セ

ズ

第六十一條 入學競技ノ外毎學期一回以上競技ヲ行フ

第六十二條 平常競技ノ成績一學年ノ平均七十點ニ滿タザル者ハ

研究生タルノ資格ヲ失フ 其ノ成績七十點以上八十點未滿ナル

者ハ次學年ニ於テ更ニ入學競技ヲナサシメ在否ヲ定ム

第六十三條 平常競技ノ成績一學年ノ平均八十點以上ノ者ハ次學

年ニ於テ引續キ在學セシメ九十點以上ヲ得タル者ハ當該主任教

授ノ推薦ニ依リ研究料ヲ免除シ且製作費ヲ給シテ特別製作ヲナ

サシメ又ハ旅費ヲ給シテ研究旅行ヲナサシムルコトアルベシ

第六十四條 研究生ニシテ美術ニ關スル學術ヲ研究セント欲シ研

究生トシテ入學ヲ願出ヅル者アルトキハ當該主任及關係教員ノ

會議ニ附シ本校ノ見込ニ依リ許否ヲ定ムルモノトス

第六十五條 研究生ニシテ所定ノ研究ヲ終リタル者ニハ詮議ノ上

其證狀ヲ附與ス

第六十六條 研究生ニシテ一箇月以上無届ニテ缺席シタル者ハ除

名ス

第六十七條 何等ノ事故ニ拘ラズ三箇月以上缺席スル者ハ研究生

タルノ資格ヲ失フ

第六十八條 本規程ニ依リ除名セラレタル者及本校規則第二十條

ニ依リ除名セラレ又ハ退學ヲ命ゼラレタル者ハ再ビ入學スルコ

トヲ許サズ

第六十九條 研究生ハ此ニ規定スルモノノ外ハ本科生ト同ジク本

校諸規程ヲ遵守スベキモノトス



第十章 選科生規程

第七十條 各本科ノ課目中一課若クハ數課ノ實技ヲ選擇シテ學修セントスル者ハ本科生ニ缺員アル場合ニ限り左ノ各號ニ該當スル者ハ選科生トシテ入學ヲ許ス

一、品行善良身體健全ノ男子ニシテ高等小學校卒業者又ハ中學校二年修了以上ノ者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スル者

二、所選實技ノ試驗ヲ受ケ合格シタル者

第七十一條 前條第一號末段ノ學力ハ本校ニ於テ左ノ學課ニ就キ試驗ヲ施シテ之ヲ定ム

(一) 讀 書 假名交リ文

(二) 作文及書取 簡易ナル假名交リ文

(三) 算 術 加減乗除

(四) 歷 史 日本歴史ノ大要

第七十二條 選科ノ修業年限ハ五箇年トス

第七十三條 選科生ハ所選ノ課目ニ就キ本科生ト同ジク試験ヲ受ケ合格ノ者ニハ證書ヲ授與ス

第七十四條 選科生ハ此ニ規定スルモノノ外ハ本科生ト同ジク本校諸規程ヲ遵守スベキモノトス

第十一章 別科生及聽講生規程

第七十五條 生徒以外ノ者ニシテ本校ニ於テ教授スル學課目中心ニ課若クハ數課ヲ選ビ學修セントスル者ハ相當ノ學業履歴アル者ニ限り特ニ別科生又ハ聽講生トシテ出席ヲ許スコトアルベシ  
別科生ハ主トシテ所選ノ實技ヲ學修シ聽講生ハ單ニ學科ヲ聽講スルモノトス

第七十六條 聽講生ハ本人ノ希望ニ依リ本科生ト同ジク試験ヲ受クルコトヲ得 前項ノ場合ニハ合格者ニ證書ヲ授與ス

第七十七條 別科生及聽講生ハ本校所定ノ制服ヲ著用スルコトヲ要セズ

第七十八條 別科生及聽講生ハ此ニ規定スルモノノ外ハ本科生ト同ジク本校諸規程ヲ遵守スベキモノトス

第十二章 授業料及其他ノ費用

第七十九條 本校各本科及選科生徒別科生ヨリ徴收スル授業料、研究生ヨリ徴收スル研究料、聽講生ヨリ徴收スル聽講料及納期左ノ如シ

科別及年額	納 期		
	四月納	九月納	一月納
本科生	金六拾五圓	貳拾圓	貳拾五圓
選科生	金六拾五圓	貳拾圓	貳拾五圓
別科生	金六拾五圓	貳拾圓	貳拾五圓
研究生	金四拾圓	拾貳圓	拾六圓
聽講生	一學年間一科目聽講料金拾圓トス 一科目ヲ増ス毎ニ金六圓ツ、ヲ増徴ス		

授業料研究料ハ其月十五日ヨリ三日間ニ、聽講料ハ聽講許可ノ日ヨリ三日間ニ本校收入官吏ニ納付スベシ 一旦納付シタル後ハ如何ナル事由アルモ返付セズ

本校ニ入學ヲ許可シタル外國人ノ授業料、研究料、聽講料ハ本條ノ規定ヲ適用ス

第八十條 授業料ハ疾病其ノ他自己ノ都合ニ依リ缺席シ又ハ停學

ニ處セラルルコトアルモ本校ニ學籍ヲ有スル間ハ之ヲ徵收ス

但第二十二條ノ退學者ニシテ授業開始前ナルトキハ其學期ニ

對スル授業料ヲ免除スルコトヲ得

第八十一條 特待生ニシテ第二十五條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ

休學中ノ生徒若クハ再入學等ノタメ半途ヨリ就學スルトキハ一

箇月金六圓五拾錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ授業料ヲ徵收ス

第八十二條 授業料ヲ納付期日ニ納メザル者ハ未納中停學ヲ命ズ

其ノ未納三週日ヲ超ユルトキハ除名ス

第八十三條 教科用ノ圖書、實習用小道具、繪具、紙、筆及諸材

料ハ總テ生徒ノ自辨トス

但實技上重要ノ器品等ハ本校ヨリ之ヲ貸付ス

第八十四條 本校ヨリ材料ヲ給シテ製作セシメタルトキハ其ノ生

產品ハ本校ノ所有ニ歸スルモノトス

○第一號書式(用紙美濃紙ニツ折姓名)

入學願書

私儀御校何科ニ入學仕度履歷書其他御規定ノ書類及手数料相添

此段相願候也

住所

本籍族(戶主ニ非ザレバ戶主トノ關係)

年月日

姓名印

何年何月何日生

東京美術學校校長某殿

○第二號書式(用紙美濃紙ニツ折)

履歷書

住所

本籍族及職業戶主名續柄

姓名印

何年何月何日生

一學業

一何年何月何々小學校卒業

一何年何月ヨリ何地何某ニ就キ何學修業

一何年何月ヨリ何立何々學校ニ入學ス

一何年何月何立何々學校卒業ス

一卒業證書等

一何年何月何立何學校ニ於テ何科卒業證書ヲ受ク

一何年何月何處ニ於テ何々免許狀ヲ受ク

一兵役

一何年何月何日ヨリ何年何月何日マデ何師團何旅團何兵何聯

隊ニ入ル等(兵役ヲ免ゼラレタルモノハ其事由ヲ記スベシ)

一職務、職業

一何年何月何地ニ於テ何職ヲ奉ス(俸給等記載スベシ)

一何年何月依願免官或ハ目下勤續中等

一何年何月ヨリ何地ニ於テ何業ニ從事ス(其後ノ事モ記載ス

一賞罰

一何年何月何日何處ニ於テ何事ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ケ

タル等

右之通相違無之候也

年月日

右

姓名印

○第三號書式(用紙美濃紙二ツ折)

學業成績表

住所

本籍族(戸主ニ非ザレバ戸主トノ關係)

姓名

何年何月何日生

學業成績表

試験施行年月日	學年別	國語	漢文	何々	何々	何々	合計	平均	受験人員	及落	卒業	操行	備考
年月日	第一學年												
年月日	第二學年												
年月日	第三學年												
年月日	第四學年												
年月日	第五學年												

右本校卒業成績(又ハ在學中ノ成績)前書ノ通ニ有之候也

年月日

何々學校長 姓

名印

備考 在學中ノモノニ在テハ最終學年欄ニ最近學期ノ成績ヲ記

入シ學年成績ニ代フベシ

○第四號書式(用紙美濃紙二ツ折)

三錢收入  
印紙貼用

誓書

私儀今般御校圖書師範科生徒トシテ入學御許可相成候ニ就テハ在學中御校規則ヲ遵守シ専心勉勵スベキハ勿論卒業後ニ在リテハ卒業者服務規則ヲ服膺シ誓テ熱心教育ニ盡スベク候仍リテ誓書如斯ニ候也

住所

本籍族(戸主ニ非ザレバ戸主トノ關係)

年月日

姓名

何年何月何日生

前書之通相違無之候ニ付テハ御校諸規則承知ノ上保證人ニ相立テ向後本人身上ヨリ相起リ候事件ニ關シテハ一切引受ケ處理可致候也

候也

住所

本籍族

業務

本人トノ關係

年月日

保證人

姓

名印

何年何月何日生

東京美術學校校長某殿

前書保證人何某ハ肩書ノ所ニ住シ公民權ヲ有スル者ニ相違無之候也

年月日

何市町村長 姓

名印

備考 保證人ハ必ズ公民權ヲ有スルモノタルベク又可成近親

ノモノヲ選ビ本校ノ認可ヲ受クベシ○保證人ノ姓名ニハ假名ヲ附スベシ○保證人ハ其姓名ヲ自書シ實印ヲ捺スベシ

東京美術學校外國學生特別入學規程細則〔省略。217頁参照〕

### 各科授業要旨

各科授業ノ要旨ハ茲ニ之ヲ述ブルト雖素ヨリ其大要ヲ記スルニ過ギズ 假令之ヲ細説スルモ實況ヲ見ルニアラズンバ隔靴搔痒ノ感アルヲ免レザルナリ 故ニ詳細ヲ知ラントスルモノハ各科教室ニ於ケル授業ノ實況ヲ視察シ又生徒ノ成績ニ考慮シ之ヲ會得スルノ外ナキナリ 而シテ茲ニ一言シ置クベキハ本校生徒教養ノ效果ナリ 蓋シ藝術ハ終身ノ業ニシテ僅々數年ノ修養ヲ以テ能ク其效果ヲ收メントスルノ爲シ易カラザル事ハ何人モ知ル所タリ 殊ニ名家鉅匠トシテ聲譽ヲ後昆ニ傳フルガ如キハ自ラ天稟ノ才能ト拔群ノ技術トヲ有スルモノニ非ルヨリハ得テ望ムベカラザル事ニ屬ス 然レドモ人各所長ノ在ルアリ好尚ノ存スルアリ 故ニ本校教授ノ要旨ハ成ルベク其人ノ長ズル所ニ副ヒテ之ヲ發展進歩セシムルニ務ムト雖之ヲ約言スレバ本校ハ僅ニ五ヶ年ヲ以テ卒業スル規定ナルヲ以テ茲ニ卒業ト稱スルハ唯技術上ノ端緒ト之ニ適切ナル學科トヲ修得シタルニ過ギズ技術ノ大成ノ如キハ各自ガ本校ニ在リテ修得シタルニ素養依リ尙精進不轉退ノ修練ニ俟ツノ外ナキナリ

### 日本畫科

日本畫科ハ第一年ヨリ年級毎ニ擔任教官ヲ定メテ教授シ毛筆畫ヲ

學バシム 其授業ハ摸寫、臨畫、寫生、新案トナシ別ニ郊外寫生ヲナサシム 特ニ課スル學科ヲ解剖學、遠近法トス

摸寫及臨畫ハ本校教授ノ描キタルモノ及古來名家ノ筆蹟ニ係ル簡易ナルモノヨリ漸次複雑ナルモノニ移リ主トシテ其著想並ニ運筆ノ法ヲ修得セシム 第一年ヨリ第四年マデ之ヲ課ス

寫生ハ初メ草木花實ヲ以テシ次デ蟲魚禽獸ヲ教室ニ致シ或ハ動物園ニ就キテ之ヲ寫サシム 其技ノ漸ク熟スルニ及ビ生人ノ「モデル」ニ及ボシ本邦古來ノ甲冑ヲ著セシメ或ハ裝束ヲ爲サシメ若クハ當世ノ服裝ヲ寫サシメ以テ有職故實ノ實修ト傳彩配色ノ手法ト物象ヲ正確ニ描寫スル法トヲ教フ 是亦第一年ヨリ第四年マデ之ヲ課ス

新案ハ既ニ學修シタル摸寫及臨畫寫生ノ力ヲ應用シ課題ニ依リテ各自ノ意匠ヲ須キ新作セシムルモノニシテ第一年ヨリ第四年マデ之ヲ課シ第五年ニ於テハ新案ヲ以テ専ラ卒業製作ヲナサシム 郊外寫生ハ教官ニ於テ其日ト場所トヲ選ビテ生徒ヲ引率シ又ハ生徒ヲシテ隨處ニ其風景ヲ寫生セシメ成績ヲ徵ス

### 西洋畫科

西洋畫科ハ第一年第二年ハ擔任ヲ定メテ教授スレドモ第三年ヨリハ之ヲ第一第二第三ノ三教室ニ分チ各室ニ主任教授ヲ置キ生徒ノ志望ニ由リテ何レカノ教室ニ入ラシメ主トシテ木炭畫、油畫ヲ教授シ又鉛筆畫、水彩畫ヲ併セ授ク 特ニ課スル學課ヲ解剖學、遠近法トス

第一年ニ於テハ専ラ石膏像ニ據リテ木炭畫ヲ習得セシメ併セテ油畫ノ靜物畫風景畫等ヲ授ク 又隨時題ヲ課シテ構圖ヲナサシム

但シ此學年ニ限り木炭、水彩、鉛筆ヲ以テ構圖ヲナサシム  
第二年ニ於テハ生人ノ「モデル」ニ依リ木炭ヲ以テ人體ヲ寫生セシ  
メ第三年第四年ニ於テハ油繪具ヲ以テ寫生セシム 油繪ノ靜物畫  
風景畫及構圖等ハ學年ノ進ムニ隨ヒ順次其程度ヲ高メテ之ヲ課ス  
第五年ニ入りテ卒業製作ニ從事セシメ併セテ自畫像ヲ描寫セシム  
風景畫ハ期日ヲ限定シテ郊外寫生ヲナサシメ構圖ハ主トシテ歴史  
及風俗ヲ課ス

各學年ノ課目ニ對シ一學期末毎ニ一回ノ競技ヲ施行シ技能ノ優劣  
ヲ判定ス

## 彫刻科

彫刻科ヲ分チテ塑造部、木彫部ノ二トシ生徒ノ志望ニ依リテ此部  
ノ一ヲ選ビ學修セシム 特ニ課スル學科ヲ解剖學遠近法トス 而  
シテ此科ニハ石膏標本室及同製作室ヲ付設ス 塑造部ニテハ第一  
年ヨリ第四年ニ至ルマデ皆塑土ヲ以テ物形ヲ作ラシメ彫刻ノ術ヲ  
學修セシム 其初メハ石膏製薄肉ノ裝飾物及動植物人物等ノ手本  
ヲ與ヘテ之ヲ模セシメ技倆漸ク進ムニ從ヒ生人ノ「モデル」ニ依  
リテ諸種ノ態度服裝ヲナサシメ其形ヲ寫サシム 又別設ノ石膏室  
ニ於テハ石膏型ヲ造ルノ方法ヲ教フルト共ニ自ラ塑土ノ作品ヲ石  
膏型ニ移サシム 第五年ニ至リテ專ラ卒業製作ヲナサシムルコト  
他科ニ同ジ

木彫部ノ教授順序モ亦略々塑造部ノ如ク古作品又ハ教師ノ作品ヲ  
模セシメ或ハ自己ノ意匠ヲ以テ作ラシメ又其實習時間ヲ割キテ塑  
土ヲ以テ物形ヲ作ルコトヲ學バシム 第五年ニ至リテ卒業製作ヲ  
ナサシムルコト他科ニ同ジ

繪畫ハ彫刻ニ必要ナル繪畫ヲ修メシムルモノニシテ別ニ設クル教  
室ニ於テ木炭畫又ハ毛筆畫ヲ課ス

## 建築科

建築科ニテハ建築及建築裝飾ニ關スル圖案ト理論トヲ專修セシム  
特ニ課スル學科ハ東西建築史、建築學、理學、用器畫法トシ實  
習ハ製圖、繪畫、彫塑ヲ修メシムルノ外屢々建築工場及實物製作  
ニ就キテ見學シ又實測ヲナサシメ時々新案ヲ以テ製作ニ從事セシ  
ム 新案ハ既ニ學修シタル學理ト製圖力トニ依リ各學年ヲ通シ各  
自ノ意匠ヲ須キテ新作セシムルモノナレドモ第五年ニ在リテハ實  
際ノ要件ヲ基礎トセル建築及建築裝飾圖案ニヨリテ卒業製作ヲナ  
サシム 而シテ學科ノ内容ヲ示セバ左ノ如シ

建築史ハ之ヲ東西ニ別チ東洋建築史ハ主トシテ日本建築史ヲ教ヘ  
朝鮮、支那及印度ニ於ケル建築沿革ノ大要ニ及ボシ西洋建築史ハ  
歐米ニ於ケル古代ヨリ現今ニ至ル建築様式ノ變遷ト特徵ノ概略ヲ  
講授ス

建築學ハコレヲ數課目ニ分ツ 即チ一般建築構造、鐵骨鐵筋構  
造、建築材料、工事施工法等ニ於テハ建築ノ骨骼、構造及之ガ施  
工ノ大要ト現場ニ臨メル心得等ヲ教ヘ特別建築意匠、建築裝飾、  
家具史、家具製作法ニテハ建築及家具ノ意匠製作ニ關スル理論ト  
要件トヲ修メシメ色彩學ニテハ色彩ニ關スル學理ヲ建築科學ニテ  
ハ衛生、地震、音響、光線等ニ關スル高等ノ學理ヲ授ケ尙ホ築庭  
又ハ建築ニ關係アル特別ノ講義ヲ課ス  
學理ノ中、數學、力學ハ建築理論ニ關係アル各學科ノ理解力ト數  
理の智識ノ涵養ヲ目的トシ地質、測量ハ建築施工上ノ要素ヲ修メ

シムルニアリ

用器畫法ハ投影陰影ニ始マリ圖法幾何及遠近法ニ至ル理論ト圖法トヲ教ヘ圖案、寫生等ニ於ケル正確ナル力ヲ養フニアリ

繪畫ハ木炭畫ニ始マリ鉛筆畫、ペン畫、水彩畫ニ及ボシ建築及各種ノ形體ヲ正確ニ摸寫スル力ト傳彩配色ノ法ヲ習得セシメ以テ製圖及圖案ノ力ヲ補フ

彫塑ハ塑土ヲ以テ建築裝飾ノ摸寫ヲナシ或ハ圖面圖案等ニ基ツキ之ヲ實物ニ製作セシメ且ツ建築現場ニ於ケル彫刻裝飾應用ノ力ヲ修得セシム 又本邦木彫ノ名稱特徴ハ別ニ標本模型ニ據リテ之ヲ學バシム

## 圖案科

圖案科ニテハ各種ノ工藝圖案ヲ專修セシム 而シテ此部ノ實習ヲ分チテ圖案實習、繪畫、各種工藝製作及ビ彫塑トシ又特ニ各學年ニ配當シテ圖案法、各種工藝製作法、用器畫法、色彩學等ノ學科ヲ課ス

圖案實習ハ第一學年ヨリ第四學年マデノ間ニ於テ動植物等ノ實物ヲ寫生變化、又内外新古各時代ニ於ケル工藝圖案及裝飾模様圖案ヲ學バシメ而シテ後之レヲ應用シ自己ノ意匠ヲ以テ新ニ圖案ヲ作ラシム 第五年ニ至リテ卒業製作ヲナサシムルコト他科ニ同ジ 繪畫ハ各種ノ形體ヲ描寫スル力ヲ養ヒ並ニ傳彩配色ノ法ヲ習得セシムルモノニシテ毛筆畫、木炭畫、水彩畫トシ東西古今ノ名家ノ作ニ成レル繪畫及ビ彫刻ヲ摸寫シ若クハ臨寫セシメ並ニ草木、花卉、禽獸、蟲魚、器物、人物、風景等ニ就キテ寫生セシメ且ツ新案ヲ以テ描カシム

各種工藝製作法ハ漆工、金工、鑄金、陶磁器、染織、印刷等ノ實習ヲナサシム

彫塑ハ塑土ヲ以テ圖案ニ關スル内外新古ノ裝飾及器物ノ模型ヲ寫サシム

## 金工科

金工科ヲ分チテ彫金部、鍛金部トシ生徒ノ志望ニ依リテ其ノ一ヲ選ビ學修セシムト雖モ第三學年ニ至ルマデ兩者ヲ兼修セシムルモノトス 即チ彫金ハ鑿ヲ用キテ諸金屬ニ彫刻シ鍛金ハ諸金屬ヲ鍛打シテ各種ノ物形ヲ作ルノ術ヲ教フ 鑄場ヲ付設シ又傍ラ塑造ヲ學バシム 特ニ課スル學科ハ圖案法、製作法、金工史、工藝化學ナリ

彫金ヲ教フルニハ最初ハ鑿ノ用法ヨリス 即チ初學年ニアリテハ手本ヲ與ヘテ直線曲線ノ彫刻法ヨリ次デ之ヲ應用シ各自ノ考案ヲ以テ文様等ヲ刻セシメ技術漸ク進ムニ從ヒ片切ノ彫法、鏤金ノ手法、金彫ノ作法等ヲ教ヘ時ニ題ヲ與ヘテ模刻ノ外新案ヲ作サシム 鍛金實習ハ其初メ銅鐵ヲ鍛打シテ簡單ナル器物ヲ作ルノ法ヲ教ヘ其技術ク進ムニ從ヒテ水滴花瓶香爐ノ類ヨリ禽獸蟲魚人物ヲ作ルコトヲ學修セシム

第五年ニ至リ以上ノ技術ヲ以テ卒業製作ヲナサシムルコト他科ニ同ジ

塑造ハ塑土ヲ以テ禽獸蟲魚人物等ノ原型ヲ作ルノ法ヲ學修セシムルモノニシテ別ニ設クル所ノ教室ニ於テ之ヲ課ス

繪畫及圖案ハ繪畫ノ力ヲ養ヒ並ニ金工ニ必要ナル圖案ヲ學修セシムルモノニシテ別ニ設クル教室ニ於テ之ヲ課ス

## 鑄造科

鑄造科ニハ鑄造及蠟型教室、傳色教室、鑄造工場アリテ鑄造ノ術ヲ教ヘ別ニ塑造ヲ學バンシメ又特ニ圖案法、金工史、製作法、工藝化學ヲ課ス

鑄造實習トハ塑土又ハ蠟型ニテ作りタル器物室内裝飾品彫像等ノ鑄造原型ヲ作ル方法ヨリ之ヲ鑄成シテ傳色スル術ヲ教フルナリ初メハ手本ニ因リテ簡單ナル薄肉半肉ノ手板又ハ額面ヨリ漸次其技ノ熟スルニ從ヒ各自ノ新案セル筆筒香爐花瓶ノ類ヲ造ラシメ又寫生シタル鳥獸人物等ヲ鑄成セシム 第五年ニ至リテ卒業製作ヲナサシムルコト他科ニ同ジ

蠟型ハ蠟ヲ以テ鑄造ノ原型ヲ作ルコトヲ教ヘ塑造ハ金工科ト同ジク別設ノ教室ニ於テ原型ヲ作ルコトヲ學バンシム

今茲ニ鑄造ノ順序ヲ略説スレバ手本ニ由リ又ハ寫生新案ヲ以テ蠟若クハ塑土ニテ物形ヲ作ルヤ之ヲ鑄造工場ニ致シテ牝型及中子ヲ作り次ギニ熔銅ヲ注入シ然ル後其鑄型ヲ毀テ鑄成シタルモノハ鑄造教室ニ於テ仕上ゲヲ爲シ了レバ則チ傳色教室ニ入りテ適宜ニ傳色ヲ爲シ是ニ於テ初メテ成品ヲ見ルヲ得ルナリ

繪畫及圖案ヲ課スルハ金工科ニ同ジ

## 漆工科

漆工科ニハ蒔繪教室ト調漆教室トアリテ主トシテ描金ノ術ヲ教ヘ並ニ漆器ノ塗り方ヲ學修セシム 特ニ課スル學科ハ圖案法、製作法、漆工史、工藝化學ナリ

蒔繪實習ハ平蒔繪研出シヨリ高蒔繪、素地蒔繪等簡易ナルモノヨリ次第ヲ追ヒテ教フルモノニシテ初メハ手板ニテ習ハシメ漸次其

技ノ熟スルニ從ヒ盆菓子器其他ノ器物ニ就キテ學修セシム 又此時間中ニ於テ題ニ依リ或ハ實物ニ就キテ作品ノ價格ヲ見積ル練習ヲナサシム 第五年ニ至リテ卒業製作ヲナサシムルコト他科ニ同ジ

調漆實習ハ蠟色其他種々ノ色調ヲ以テスル髹漆ノ方法及變り塗り等ヲ教フルモノニシテ蒔繪實習時間ヲ割キテ之ヲ學バンシム 又時々彫鏤實習ヲ課シ蒔繪調漆ノ作品ニ牙角貝甲ヲ彫刻嵌鏤スルノ術ヲ學バンシム

繪畫及圖案實習ハ繪畫ノ力ヲ養ヒ並ニ漆工ニ必要ナル圖案ヲ學修セシムルモノニシテ別ニ設クル教室ニ於テ之ヲ課ス

## 寫真科

本科ハ寫真ニ關スル理論及實地ヲ教授ス

其ノ授業ノ方針ハ第一年ヨリ第二年ノ半ニ到ルノ期間ニ於テ學科ノ大部分及實技ノ諸種ノ範式ヲ教授シ爾餘ノ期間ハ主トシテ實技ノ習熟ニ充ツルモノトス

即チ第一年ニ課スル學科ハ共通學科ノ外、數學、物理學、普通化學、色彩學、寫真術、遠近法、化學實驗トシ第二年ニハ普通化學、材料及藥品學、寫真術、光化學、製版術大意ヲ課シ第三年ニハ寫真術及光化學ヲ課ス

實技ハ繪畫及寫真實習ノ二トシ寫真實習ハ之レヲ三部ニ分チ、第一部ヲ陰畫部、第二部ヲ修整部、第三部ヲ陽畫部トシ、第一部ニ於テハ最初寫真機械各部ノ名稱、取扱方等ヨリ順次肖像寫真ヲ主題トシテ各種ノ採光法例ヘバ、ブレインライティング、レンブランライティング、ラインライティング、ホーリンガーライティング等易ヨ

リ難ニ進ミテ教授シ第二部ニ於テハ修整術ノ説明、用具ノ使用法、其他ノ豫備的實習ヨリ始メ顔面、衣服、背景、風景畫等ノ修整並ニ陰板裏面ヨリノ修整、陽畫ノ修整ニ及ビ更ニ第三部ニ於テハ第一學年ニ於テ銀印畫中ノ焼付紙(例ヘバ鹽化銀膠紙)ヨリ漸次現像紙(例ヘバ、プロマイド紙、瓦斯ライト紙)其他白金印畫、鐵印畫ノ諸法ヲ教授シ第二年ニアリテハ主トシテクロム酸鹽印畫法(例ヘバカーボン法、ゴム法、オイル法)ヲ授ク 以上ノ如クニシテ普通寫眞術全般ノ實技教授ハ第二年第二學期マデ之レヲ修得セシメ殘餘ノ一學期及第三年一、二ノ兩學期間ハ既修ノ技術ヲ應用シ課題ニ據リテ新作ヲナサシメ最後ノ一學期ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

又學科ト稱スルモノノ中ニモ時トシテハ實驗ヲナサシムルコトアリ 即チ科學的寫眞(例ヘバ顯微鏡寫眞、天體寫眞、X光線寫眞等)並ニ應用寫眞(例ヘバ陶器寫眞、漆器寫眞等)ノ如キハ講義時間ノ一部ヲ割キテ多少ノ實習ヲナサシムルガ如シ 又此ノ科ニ課スル學科ノ細目ハ甚ダ複雑ナルヲ以テ茲ニハ之ヲ略ス

#### 圖畫師範科

圖畫師範科ハ普通教育ニ從事スル圖畫科教員ヲ養成スルヲ以テ主旨トナスガ故ニ技術家タルト同時ニ教育者タルノ學識品格ヲ養フンガタメ各科ニ課スル共通學科ノ外教育學及心理學、教授法、圖案法及色彩學、用器畫法、英語、教授練習ヲ課シ實技ハ自在畫、手工、習字ヲ課ス

教育學及心理學ハ教育及心理ノ理論及應用、教育史、學校衛生ヲ課ス

圖案法ハ平面的模様ヲ主トシ立體圖案ヲ加フ

用器畫法ハ平面圖法、投影圖法、圖法幾何、透視圖法、陰影圖法ヲ授ケ應用問題ヲ練習セシム  
英語ハ主トシテ美術及圖畫教育ニ關スル敘事論說ノ講讀ヲ學修セシム

自在畫ハ木炭畫、鉛筆畫、毛筆畫、水彩畫等トシ石膏模型、標本、實物ニ依リテ陰影、濃淡及色彩ヲ授ク 其方法ハ寫生ヲ主トシテ兼テ見取及考案ノ力ヲ練習セシム 第二年、第三年ニ至リテハ塗板上ノ練習ヲ加ヘ第三年ハ殊ニ教授練習ヲ主トシテ初等教育ヨリ中等教育ニ至ル教案ノ編成ヲ行ハシム

手工ハ第一年ニ粘土細工、切貫細工、厚紙細工ヲ、第二年ヨリ第三年ニ瓦リテ木工及金工ヲ授ク 手工理論及其教授法ハ實習時間内ニ於テ之ヲ課ス

習字ハ運筆ノ練習ヲ主トシ兼テ其教授法ヲ授ク

#### 圖畫教員タルノ課程

師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫教員タラントスル者ノ爲ニ設クル課程ニシテ日本畫科、西洋畫科、圖案科生徒中ノ志願者ニノミ之ヲ課ス 即チ日本畫科ノ志願者ニハ西洋畫ヲ併課シ西洋畫科ノ志願者ニハ日本畫ヲ併課シ圖案科ニハ日本畫西洋畫ヲ併課シ又教育學及心理學、用器畫法併ニ圖案ヲ學修セシム

#### 研究 生

研究生ハ各科卒業生ニシテ尙其實技ヲ研鑽セントスルモノノ爲ニ設クル所ニシテ其學修科目ハ各自ニ於テ選擇スルモノナレバ豫メ之ガ順序ヲ立テズ 要ハ研究ノ實ヲ學グルニアリ 在學年限ハ三



ケ年以内トス

## 選 科

選科ハ本科生ノ不足ヲ補フガ爲必要ノ場合ニ於テ入學セシムルモノニシテ各科ノ實技中一課若クハ數課ヲ選ビテ學修セシム 此科ニ入學ヲ許スベキモノハ實技ノ力ト規定ノ學力トヲ有スルモノトス 其ノ修業年限ハ本科生ニ同ジ

### 各科ニ於ケル共通講授學科及選擇課目

思想ヲ高尚ニシ美術上ノ知識ヲ深邃ナラシムル爲須要ナル學科ヲ各科生徒一般ニ講授ス 即チ前記各科ニ特設セルモノノ外各學年ニ配當シテ一般ノ生徒ニ通ジ課スル所ノ學科ハ修身、外國語、東洋美術史、西洋美術史、美學、考古學、風俗史等ナリ 而シテ是等歴史ニ關スル學科ヲ講授スルニ方リテハ豫メ實物ニ接シタル場合ノ鑑識ヲ養ハンガ爲ニ或ハ現物ヲ以テシ又ハ寫眞圖畫ニ依リ或ハ時ニ博物館ニ生徒ヲ伴ヒ若クハ幻燈ニ由リテ説明シ之ヲ會得セシム 選擇課目ハ繪畫史、彫刻史、建築史、考古學、風俗史、美學、文學、工藝史、工藝製作法、外國語ノ十課トシ尙ホ必要ニ應ジ之ヲ増加又ハ變更スルコトトシ各科第三學年以上ニ於テ其中ノ二課目ヲ選擇學習セシムルモノトス

### 生徒心得〔省略〕

### 東京美術學校文庫規則〔省略〕

## 改正の要点

### (一) 予備科廃止

本校においては、大正三年の規則改正以降、日本画科、西洋画科、彫刻科、図案科、金工科、鑄造科、漆工科の修業課程は予備科（一学期間）、本科（四年間）、卒業期（二学期間）の計五年間とされていたが、今回の改正によってこれらの諸科は本科のみとなり、カリキュラムが再編成された。従来の規則の上ではこの本科というものは、予備科に対する本科という意味を持っていたが、この改正により、図画師範科以外の全ての科を意味するものとなった。

### (二) 学年、学期規定の変更

従来は予備科（四月八日～七月十日）、本科（第一学期九月十一日～十二月二十四日、第二学期一月八日～三月三十一日、第三学期四月八日～七月十日）で、学年の開始は九月であったが、今回予備科廃止に伴い、学年の開始を四月とした。

### (三) 建築科の独立

図案科は大正三年の規則改正により第一部（工芸図案）、第二部（建築裝飾）に区分され、別個の教育を実施して来たが、今回それぞれ図案科、建築科に区分され、建築科は名実ともに独立した。

### (四) 製版科廃止

製版科は東京高等工芸学校の印刷工芸科へ組織、設備が移管されていたが、今回の規則改正を以て名実ともに廃止となった。詳しくは一二四頁を参照されたい。

### (五) 臨時写真科を写真科と改称

臨時写真科という名称は同科設立の事情によるものだが、今回それが永久存置を意味する写真科という名称に改められた。既に述べたように、東京高等工芸学校設立の時点から臨時写真科を同校へ移

管する計画があつたが、「一種のトラブル」が起り、製版科だけが先きに移管されたのであつた。今回の改称は永久存置の方針を示したものであつたと言え、それは移管を前提としての措置であつた。同科は移管問題がからんで大正九、十年は生徒募集を行わず、同十一年募集を再開、翌十二年以降募集停止と、運営が変則的であつた。その後移管が実施され、大正十五年五月に本校写真科は廃止となる。

#### (六) 入学資格の範囲拡張

従来(予備科)資格は年齢十七歳以上二十六歳以下の男子で、中学校卒業、専門学校入学検定試験合格、同無試験検定、工業学校卒業、師範学校卒業のうち、いずれか一つの資格を有する者と定められていたが、今回その中の年齢制限が撤廃され、また、入学願書添付書類のうち医師の身体検査書が廃止された。入学資格範囲拡張は東京美術学校改革運動において強く提起された問題であつて、それが一応解決をみたわけであるが、この当時本校が計画していた女生徒募集の件は第四十六議会で否決された。なお、年齢制限撤廃について新聞のなかには「美術家の如く天才を要する者が年齢に制限されて其眞價を發揮する事が出来なかつた従来に比し今回の改正は實に天才教育主義の實現と見るべく學校當局の大英斷と云ふを得べく時代の要求に適應したものである」(大正十二年五月二十五日『やまと新聞』)と絶賛したものもある。この「天才教育主義」という言葉は恐らく次項に記す改革を踏まえて用いたものと思われる。

#### (七) 試験規定の改正

従来生徒の進級の可否を決める成績評点の算出方法は

##### ① 毎学期試験(百点満点)

実技(平常成績) 六十点以上合格

学科(試験) 四十点以上合格

##### ② 学年末に実技の平均点、学科の平均点を出す。

③ 両者を合計して二分し、六十点以上を合格とし、進級させる。なお、不合格者は落第となるが、六十点以上を得た学科目については資格が留保される。

というかたちをとつたが、今回それを改め、実技、学科とも科目ごとに可否を決め(学科は五十点以上を合格と改めた)、一、二年次ではカリキュラムどおりに実技、学科を修了(合格)できない者は落第させ、三年以上ではカリキュラムどおりでなくともよく、実技に合格した者が学科に合格せぬため落第となることは無いという制度に改めた。不合格の学科は次学年に修了すればよいとし、学科による落第を少なくする方針をとつたのである。また、これと関連して成績優秀者の表彰方法については、従来の規則では毎年一回各科各学年を通じて競技を行い、優等の者に褒賞を与える外、特に選科生に限って優秀な成績をおさめた者は特別進級を認めることになつていた。それが今回褒賞授与の条項が削られた反面、各科(三年以上)においても特別進級を認めるという制度に改められた。なお、従来絵画、彫刻の選科生は実技の外に「解剖学」「遠近法」の履修が義務づけられていたが、今回この二科目の履修義務は削除された。

#### (八) カリキュラム改正

カリキュラムに現れた変化の詳細については省くが、特に注目すべき点を言えば、学科目を整理し、共通学科と選択科目に分け、履修に融通性を持たせたこと、明治三十八年以來余りにも専門化し過ぎた学科目の配分を是正し、全生徒が美術史、美学の基礎的教養を身につけるよう科目を配置したことなどである。明治三十八年以降、各科それぞれの専門に則した知識を身につければよいという考えから、予備科でわずか一学期間「歴史」(美術史)を学んだ後は日本画科生徒は「東洋絵画史」「風俗史」「美学」を、西洋画科生徒は「西洋絵画史」「西洋考古学」「西洋彫刻史」「風俗史」「美学」を、彫刻科生徒は「東洋彫刻史」「西洋彫刻史」「西洋考古学」「西洋建築史」「風俗史」「美学」を、図案科生徒は「西洋建築史」「東洋建築史」「風俗史」「美学」(同科の場合は第一部、第二部に分かれた)を履修することとし、また、金工科、鑄造科、漆工科に至っては、前二者は「金工史」のみを、後者は「風俗史」「漆工史」のみを履修すればよいことになっていた。それを今回改めて、日本画、西洋画、彫刻、図案、建築、金工、鑄造、漆工の各科とも一様に「東洋美術史」「西洋美術史」「美学」を履修し、さらに各科それぞれ専門の学科目を履修することにしたのである。なお、この外に各科共通の履修科目であった「外国語」は時間数が半減し、日本画、西洋画、彫刻三科の履修科目「美術解剖」「遠近法」は従来どおり。図案科、建築科の履修科目「用器画法」も従来どおりであるが、金工科、鑄造科、漆工科にもこの科目が課せられることになった。

#### (九) 図画師範科の位置

図画師範科は従来の「東京美術学校規程」には含まれず、「東京美術学校図画師範科規程」(明治四十年発布)が適用されていたが、今回後者が廃止され、同科は改めて本校規定の中に位置づけられた。それとともに同科の履修科目に「心理学」「色彩学」が加えられ、また、本科と同様に入学資格中の年齢制限が撤廃されるなどの変化があった。

#### ② 独立当初の建築科

『建築雑誌』第一一〇号(昭和五十年十二月)、第一一〇六号(昭和五十一年四月)の特集「私の受けた建築教育」から建築科独立後数年間の時期の様子を記した文を抜粋する(数字は漢数字に統一)。

#### ○山脇巖〔大正十五年卒業〕

上野のかつての美術学校——現・芸大——は、自分等が受験する年——〔大正十二年度まで図案科第二部として募集〕大正十年四月——に、はじめて建築科として公募された。この建築科は大正三年に図案科第二部として、既存の一般平面図案科から切り離なされ建築を主体とした、立体図案の専攻の学科となった。当時一般に建築設計が一般図案と区別されだした時代だった、その時の入試の応募者は約八倍ほどだった。

入試科目に、その年はじめて他の学科——絵画、彫刻、工芸——の入試とは別に数学と語学〔それ以前にも語学と用器画法が課せられた〕が追加された、勿論入試の実技には可なり重点が置かれたらしい。また戦後新制大学制度がしかれるまではこの珍らしい五年制はそのままだった。現在の他の大学のように教養学科で専門学科の時間が短縮されたりする事もな